

琉球大学学術リポジトリ

養護教諭志望学生の「まだ足りていないところ」という自己評価結果からみた教職に対する意識や自己課題と養護教諭養成カリキュラムの改善の方向性：琉球大学における教職実践演習受講生の自己評価から

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2017-09-27 キーワード (Ja): 教職実践演習, 養護教諭, 自己評価, 教員養成, カリキュラム・マネジメント キーワード (En): Practical Seminar for the Teaching Profession, School Nurse/School Nurse-teacher, Yogo-teacher, Self-evaluation, Teacher Training, Curriculum Management 作成者: 吉田, 安規良, 和氣, 則江, Yoshida, Akira, Wake, Norie メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/37250

養護教諭志望学生の「まだ足りていないところ」という 自己評価結果からみた教職に対する意識や自己課題と 養護教諭養成カリキュラムの改善の方向性

—琉球大学における教職実践演習受講生の自己評価から—

吉田安規良¹・和氣則江²

Consciousness and Self-Task of the Undergraduates and Improvement of Curriculum Design for School Nurse Teacher (Yogo-teacher) Training in University of the Ryukyus

—Based on the Result of "Not Enough" from the Participants' Self-Evaluation
in the Practical Seminar for Teaching Profession—

Akira YOSHIDA¹, Norie WAKE²

要約

琉球大学医学部保健学科における養護教諭養成カリキュラム改善の資料の1つとするため、平成26～28年度の「教職実践演習(養護教諭)」の履修者12名が「まだ足りていないところ」と自己評価した点を整理し、教職に対する意識や自己課題を確認した。

「まだ足りていないところ」として、「学校現場での経験」や「一人で保健室経営をする自信」、「他の教職員や保護者との関わり」、「学校現場で即応的に対応するための専門的知識」、「個々の子どもにあった方法や対応」や「表出していない子どもの情報をつかむ」が指摘された。救急処置のように知識や基本的技術は習得していても実際に現場で対応できるかどうかという部分での不安は見られたものの、特定の知識や技術が「不足している」という解答は見られなかった。一方、「満たしている・できている」として、「子どもの側に立つ姿勢」、「子どもへの情報提供」、「問題に向き合う姿勢」に関する記述が見られた。教職に就く者として場数を踏むことと常に自省することの大切さを養護教諭養成に関する講義の中で繰り返し強調してきたことで、学びつづける姿勢が身に付いていることを確認できた。

「養護実習以外の学校現場体験を、養護教諭となるための専門科目群の学びとどのように融合させて提供するのか」ということ具体化や、「身に付けた専門的知識を場面に応じて教育職員として協同(協働)しながら適切に用いていく能力育成を志向した場面設定」が今後の養護教諭養成カリキュラムの改善に向けて示唆された。

キーワード：教職実践演習，養護教諭，自己評価，教員養成，カリキュラム・マネジメント

[Key words] Practical Seminar for the Teaching Profession, School Nurse/School Nurse-teacher/
Yogo-teacher, Self-evaluation, Teacher Training, Curriculum Management

¹ 琉球大学大学院教育学研究科 教職実践講座・高度教職実践専攻

² 琉球大学医学部保健学科地域看護学講座 臨床心理・学校保健学分野

1. はじめに

児童生徒の健康を保持増進するための全ての活動である養護をつかさどる養護教諭は、日本が独自に発展させてきた職種である。その起源は、病・虚弱児などに対する特別な配慮や対処、一般の児童生徒たちへの衛生上の配慮や処置、訓練、指導などの公衆衛生看護に関する社会からの要請を受ける形で採用された、学校医を補助する「学校看護婦」であり、教育者と位置づけられた「養護訓練」への職制変更を経た（六戸，2006；木村，2015）。1947年の学校教育法の制定に伴い「養護教諭」と改称されたが、1949年の教育職員免許法の制定当初は、養護教諭の基礎資格として「看護婦免許」を必須としていた。その後、教育職員免許法の改正に伴い、看護師・保健師を基盤とするコースと看護師養成とは無関係な養護教諭養成コースが成立することとなった（藤原，1994）。

日本の初等中等教育を担う教員養成制度は教育職員免許法制定と新制大学発足以降、今日まで「大学における教員養成」と「免許状授与の開放制」という二大原則の下に成立している。現在、沖縄県内で養護教諭の免許を取得できる大学は表1の3大学である。その中で、看護師・保健師資格取得（国家試験受験資格）を基盤に養護教諭養成の教職課程が整備されているのは本学だけである。免許状の所要資格区分は、基礎資格としての学歴（学位）の差^{注1}によるものだが、看護師と准看護師の違いとは異なりその区分により業務や立場の差はない。しかし、保健師は健康教育・保健

指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家であるが、その業務の対象が主に乳幼児、妊婦、成人、高齢者、障害者、難病患者であり、別な見方をすれば児童生徒は主な対象ではない。出井（2007）は、“養護教諭の職務内容”と“保健師の養成課程における教育内容”との関連および変遷から、以下のことを示唆している。昭和40年頃までは、養護教諭の役割が日常の救急処置、保健管理及びそれに伴う保健指導が主なものであり、看護婦教育では教育学、心理学を、保健婦教育では学校衛生、学校保健指導等を履修していたことから、保健婦（基礎資格として看護婦）資格で養護教諭二級免許状を得ることは妥当であった。しかし、近年の養護教諭は保健主事、教頭、校長等への登用や教科としての「保健」担当も可能になり、特別活動、総合学習の授業担当機会が増加するなど教育的な関わりが多くなっている。その一方で保健師の教育内容が高齢化社会への対応へシフトし、学校保健に関する内容が減少している。換言すれば、教員養成の視点で見ると保健師養成のための教育だけでは、学校教育の中で養護をつかさどる専門的な教育を受けてきたと断言しにくい部分も感じられる^{注2}。このように現在の養護教諭の執務の実態と「教職に関する科目」を履修していないことなどを勘案し、現在の大学課程を経た保健師の免許状が養護教諭二種免許状に相当するとは言いがたいという示唆である。

表1 沖縄県内で養護教諭免許が取得可能な大学

大学名	学部・学科等	卒業時の看護師・保健師 国家試験受験資格	備考	免許 区分
琉球大学	医学部保健学科 看護学コース	○	養護教諭の教職課程認定 科目を履修・単位取得	一種
名桜大学	人間健康科学部 スポーツ健康学科	×	養護教諭の教職課程認定 科目を履修・単位取得	一種
	人間健康科学部 看護学科	○	保健師免許取得後に申請	二種
沖縄県立看護大学	看護学部看護学科	○	保健師免許取得後に申請	二種

中央教育審議会（2006）が「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」で求めた「大学での教職課程の履修を通じて教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認する」ことを目的として、「すべての科目を履修済み、あるいは履修見込みの時期（通常は4年次の後期）」に設定された科目が教職実践演習である。2008年に教育職員免許法施行規則が改正され、平成22年度入学生から教職実践演習が教員免許取得の必修科目となった。そのため教職課程認定を受けている短期大学では平成23年度から、平成25年度からは4年制大学でも同様に開講されている。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」で規定されているように、児童数が851人以上の小学校や、生徒数が801人以上の中学校、高等学校のような比較的大規模な学校を除くと、養護教諭のほとんどは「一人職場（勤務校で養護をつかさどる専門家が自分一人）」という状況である。そのため養護教諭の需要≒学校数であり、新規採用者数も多くはない。しかし、いずれの大学も教員免許取得に必要な所要の単位に係る科目を開講し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わる「免許状授与の開放制」の原則から、教員採用数（需要）を見通して養成することが困難である。また、教員として最小限必要な資質能力が身に付いていたとしても、教員以外の職業を選択する者は存在する。とりわけ養護教諭の場合、教職課程を経なくても教員免許が取得可能であるとともに「一人職場」であるがために「教員として最小限必要な資質能力が確実に身に付いているかどうか」という評価規準（教職実践演習の目的に迫れたどうか）に基づく検証が、「教員として採用された（就職した）人数」では議論できない。天野らは、医学部看護学科での養護教諭養成に際し、学生にゆるぎない自信としなやかな対応力が身に付く教職実践演習の授業内容を設定し（天野・大平・石原・宮本，2014）、学生が残した学習の記録や自己評価をもとに、教職実践演習が学生の教職に対する意識や自己課題へ与えた効果につ

いて明らかにし、検討を加えた（天野・大平・石原・別府・宮本，2015）。本研究では、天野らに倣い看護職養成学科における養護教諭養成の今後の在り方を検討し、本学における養護教諭養成カリキュラムを改善していくための資料の1つとするため、平成26年度から平成28年度までの3年間にわたり本学で実施してきた「教職実践演習（養護教諭）」の履修者が「まだ足りていないところ」と自己評価した点を整理し、受講学生の教職に対する意識や自己課題を確認することを目的とした。

2. 方法

表2は、筆者らが担当している「教職実践演習（養護教諭）」のシラバスの概略である。この科目は、養護教諭の免許取得に際して「教職実践演習（養護教諭）」以外の全ての科目の単位が取得済の段階で行うため、看護師・保健師の国家試験受験準備や卒業研究の合間を縫うように変則的な時間割で開講（集中講義扱い）している^{注3}。

平成26、27、28年度の各後学期に本学で開講された「教職実践演習（養護教諭）」の授業最終回で小試験（約60分）を実施した^{注4}。履修者は平成26年度と平成27年度が各4名、平成28年度が2名の医学部保健学科看護学コース^{注5}の女子学生であり、全て有効解答と見なして本研究で利用した。小試験の問題は以下の通りである。この中で、「養護教諭免許を持つ者としてまだ何が足りないのか」に対する解答を中心に分析した。なお、当該問題については、教職実践演習が「教員として最小限必要な資質能力の全体を明示的に確認する」科目であることから、平成27年度以降は否定的な自己評価となる解答もしやすいように、“及第点には達していても”や“成長しなければならないのか？”という文言を括弧書きで付け加えた。

表2 教職実践演習（養護教諭）のシラバス（概略）

科目名	教職実践演習（養護教諭）	単位数	2
担当教員	和氣則江, 吉田安規良		

授業方法と内容

- ・養護教諭としての最小限必要な資質と能力をみるための科目である。
- ・教職科目や養護に関する専門科目での学びをふりかえると同時に、それらを補強することに重点を置く。
- ・これまでに学生各自が積み上げてきた学習成果である「教職履修カルテ」をふまえ、相互討論によって学びの履歴のポイントをおさえつつ、各自の弱点や課題を確認する。
- ・そのうえで学校現場同様の場面を具体的に企画し、ロールプレイ等により課題解決に向けた演習を行うことで実践力を高める。

達成目標

1. 教育職としての責任感や使命感が高まる。
2. 学校内外の関係者と連携するうえで必要な社会性（コミュニケーション能力を含む）が向上する。
3. こどもの健康実態をふまえた適切な健康管理や保健室経営などに関する保健管理能力が向上する。
4. こどもの健康課題に応じた保健指導実践力を含む保健教育能力が向上する。

この科目は、保健学学士教育プログラム学習教育目標の「保健医療福祉の専門職者と連携協働し、地域に貢献できる専門能力が身についた」に関連するものである。

評価基準と評価方法

教職担当教員と養護専門科目担当教員との協同による標準評価方式で評価する。

履修条件

養護教諭一種免許取得希望者は必修。養護実習を履修済みであること。

授業計画

1. オリエンテーション（授業の主旨や標準評価方式などの確認）
2. 教職履修カルテの相互点検。教職実践演習の4つの到達目標に照らして各自の課題を検討。
3. 学校保健関係者による講話
4. 教職履修カルテおよび講話をふまえ、各自の課題克服のための計画策定。
5. 学校現場同様の場面演習 1-1 保健管理に関すること
6. 学校現場同様の場面演習 1-2
7. 学校現場同様の場面演習 1-3
8. 学校現場同様の場面演習 1-4
9. 中間評価：これまでの振り返りと後半の演習計画の見直し
10. 学校現場同様の場面演習 2-1 保健教育に関すること
11. 学校現場同様の場面演習 2-2
12. 学校現場同様の場面演習 2-3
13. 学校現場同様の場面演習 2-4
14. 学校現場同様の場面演習 3 学校教育全体に関すること
15. 総括と反省

事前学習

これまでに履修した「養護に関する科目」および「教職に関する科目」のポートフォリオを整理する。

事後学習

各自の弱点の補強や課題克服ができたかどうか省察する。

<p>平成26年度の小試験の問題（全3問出題）</p> <p>① 養護教諭の職務「養護をつかさどる」とは「何」を「どうする」ことか具体例を示しながら答えなさい。</p> <p>② 養護教諭免許を持つ者として「何ができる」のか答えなさい。</p> <p>③ 養護教諭免許を持つ者として「まだ何が足りないのか」「どうすればそれが補えるのか」を答えなさい。</p>
<p>平成27年度の小試験の問題（1問のみ出題）</p> <p>① 今のあなたは結局、養護教諭として「何ができるようになって」、「何がまだ（及第点には達していても）足りないのか（成長しなければならないのか?）」を、根拠を示して論じなさい。</p>
<p>平成28年度の小試験の問題（全2問出題）</p> <p>これまでの（4年間の）養護教諭に必要な科目の履修とそれを振り返るための教職実践演習を全部振り返って</p> <p>① 養護教諭の職務「養護をつかさどる」とは「何」を「どうする」ことで、</p> <p>② 養護教諭免許を持つ者として「何ができるようになって」、「何がまだ（及第点には達していても）足りないのか（成長しなければならないのか?）」「どうすればそれが補えるのか」を根拠を示して答えなさい。</p>

3. 結果と考察

受講学生の「養護教諭免許を持つ者としてまだ何が足りないのか」に対する解答に関連する記述は、以下の通りである（下線^{英大文字}_____は「足り

ていない・できていない」部分を、下線^{丸数字}_____は「満たしている・できている」と筆者らが分析した部分を指し示すためにそれぞれ付け加えたものである）。

<p>受講学生 A（平成26年度受講）</p> <p><u>A 学校現場での経験が乏しい現在の私には、養護教諭免許を持つ者として、できないことも多いだろう。しかし、①子どもに寄り添ったり、子どもが自分で考えたり、行動していけるように共に考えることはできる。また自分が学んできた②知識を活かして、子ども達に情報提供していくこともできる。またできないこととしては、B 職員や保護者との関わり方についてである。その都度臨機応変な対応が求められるが、困ったときには、周囲の先生方に尋ねて協力してもらい、対応していきたい。</u></p>
<p>受講学生 B（平成26年度受講）</p> <p><u>①子どもが発する情報から心身の課題を専門的知識を元にアセスメントすることができる。②個人集団のニーズを把握し、その子どもたちの状態に応じて、感染症や疾病の予防をけい発することができる。保健管理をしていくなかで、①対物管理の面では、どのような場所において危険がひそんでいるか考えることができる。</u></p> <p><u>C 子どもたちが表に出しにくいような、また表面的には見えないような心身の課題について、すばやく察知する力が不十分。毎日子ども達一人一人の様子を気かけながら、小さな変化でもすぐ気がつけるようになりたい。</u></p> <p><u>子どもたちの成長・発達に応じてや子ども一人一人の特徴をとらえながら、D その子に一番あったやり方でアプローチしていくということが難しい。</u></p> <p><u>たくさんの子と関わりながら、その子にあった方法をみつけていきたい。</u></p>

受講学生 C (平成26年度受講)

保健室経営, 保健教育 (保健指導・保健学習), 進路指導, 保健管理 (感染症予防・健康観察・健康診断・健康相談・相談活動・救急処置・学校環境の管理) 学校で起きている健康問題に対して養護教諭という専門的な立場で、保健指導や保健室経営を行って、健康に関することに携わることができる。

Ⓔ救急処置の対応に関する知識が足りない。救急処置に関する本で知識を蓄えたり、養護教諭として働いている先輩から事例, そのときどんな対応を行ったのかを教えてもらい、知識をつけていく。

Ⓐ1人で保健室を運営する自信。わからないこと^{*}や自分に足りないことを自分自身でしっかり把握し、先輩養護教諭から、現場の話をたくさん聞いて、自分の経験にいかす。

^{*}原文ママ, 「わからないこと」と記述したかった(“と”が脱字)と判断

受講学生 D (平成26年度受講)

これまで受けてきた授業や学校現場で得た^㉓知識や経験を活かして、学校で起きている様々な健康問題に向き合うことができると思う。Ⓐ養護教諭として勤務したことがないので、学校の実情にうまく対応することは難しいので、他の教職員や他校の養護教諭に情報収集したり、協力を仰いだりして、前向きに取り組むことができると思う。また、^㉑子どもたちとさかんにコミュニケーションをとって、子どもたちの気持ちにより添いながら、子どもたちを理解していくことができると思う。

最も足りないのは、Ⓐ経験であると思う。これまで習ってきたことだけでは対応できないことが起きたら、経験が重要な解決策となることがあるので、臨時任用などを通して経験を積んでいくことが大切だと思う。また、積極的に情報収集をして養護教諭として得ておくべき情報をしっかりと持つことで、足りない部分を補えると思う。

受講学生 E (平成27年度以降受講)

大学1年～4年の4年間を通して、教職の授業, 養護教諭の授業の中で様々なことを学んだ。例えば、指導案の作成の仕方, 道徳教育について, 教育課程や教育方法, 生徒指導についてなど, 学校現場で教諭として働くうえで必要な知識を学ぶことができた。また, このような教職の授業を通して, 今までで児童・生徒として想像していた「教諭」という職業の難しさや, 仕事の大変さも身に染みだ。

授業や生徒^{*1}どうし, 教員とのコミュニケーションを通して、^㉓教員として必要な最低限の知識の獲得は出来たと感じる。

何よりも一番大きな学びとなったのは4週間の教育実習^{*2}である。実習を通して, 実際に養護教諭の職務を体験したり, 児童と関わる中で, 学校現場での学校保健の重要性や他の教員との連帯, 児童の発達課程^{*3}を学ぶことができた。また, 保健指導や学校行事への参加, 保健統計の資料作成や, 感染予防の掲示物作成, 救急処置の経験をすることができ, より一層, 養護教諭についての理解や興味が深まり, 理想とする養護教諭像もみえてきた。

今後は, 現在の[Ⓔ]学校現場での健康問題や課題を把握し, 養護教諭として働く上での確かな知識・技術の獲得が必要であると考え。また, [Ⓔ]社会で働く上で必要なコミュニケーション能力を高めるために発言力や聞く力をもっと身に付けていきたいと思う。

^{*1}原文ママ, 文脈から「生徒」ではなく「学生」と記述したかったと判断

^{*2}原文ママ, 教育職員免許法施行規則に定められている「養護実習」のことを指していると判断

^{*3}原文ママ, 文脈から「発達過程」と記述したかったと判断

受講学生 F (平成27年度以降受講)

養護教諭は、保健や医療に関する専門的知識を用いて実際の学校現場でできる実践力が必要である。私は養護実習を通して、保健室来室者への対応や保健指導などを実際に経験することができたが、その中で、自分の専門的知識不足を実感した。そのため、専門的知識をしっかりと身につけて、求められたときにすぐに対応できる力が私には必要だと思う。また、子どもの健康実態・健康情報を分析して個別及び集団の健康課題をとらえる力や、その解決に向けて実践計画を立てる力などが弱いと思うため、実際の学校現場ではどのように行っているのか、事例などから学び、自分だったらどう行かかを考えて学びを深めたいと思う。

受講学生 G (平成27年度以降受講)

子どもの身体発育と疾病異常、子どもたちの発達段階を考慮し、公平で受容的な態度で接する力量はかなり付いたと考える。理由としては、小児看護学で発達段階について学んだこと、さらに養護実習において児童の現状を知り、ひとりひとりの児童にその児童に適した態度で接することができたことにある。

また、教育実習^{*}にて実際に保健室来室者の対応や保健指導の計画・実施をすることにより、フィジカルアセスメントや基本的な処置技術、児童の健康課題解決のための指導案作成を伝える力が身に付いた。その際、他の教職員との情報共有が重要とわかり、積極的に関わることができた。

今の私が養護教諭として足りないと感じるのは、学校教育および学校保健に関する法規類や行政の仕組みについての知識、保健室経営方針を立案、実施、評価する力量であるかと感じる。法規類についてはきちんと他人に説明できる知識がないことが理由として挙げられる。保健室経営方針については、実習でそのようなことを行っておらず拝見したのみであることが理由である。しかしながら、前任者ならびに他校の養護教諭に助言をもらいつつ、教諭としての経験を積み、今不足している部分を補っていこうと考えている。

^{*}原文ママ、教育職員免許法施行規則に定められている「養護実習」のことを指していると判断

受講学生 H (平成27年度以降受講)

大学の4年間を通して、養護教諭になるために保健学科や共通科目、教育学部の授業を受けてきた。また養護実習をして、教育現場での実際を学ぶことができた。養護教諭の職務は「児童（生徒）の養護をつかさどる」ことであり、その内容は多岐にわたる。5つに分類した職務のうち現在の私が「できるようになったこと」は、①保健教育 ②保健管理 ③健康相談である。

保健学科の看護コースとして生理学、解剖学、病理学、薬理学、栄養学などの人体や医学的基礎知識を学び、また看護学や技術、臨床心理学、さらに教職の授業で教育を学んだ。それらの知識をもとにして、実習で実際に保健室で来室者対応をしたり、健康観察や保健指導を行ったことから、養護教諭としての職務や視点を意識して行えるようになったと感じる。

一方で、現在の私にとって「まだ足りないこと」は④保健室経営 ⑤保健組織活動である。実習で、養護教諭の学校における位置づけや、その専門性を感じたが、実際に自分一人で保健室を運営していくと考えると、まだ少し自信がない。また、他の先生方や保護者、学校医、スクールカウンセラーなど組織的に活動したり、つないだりする力はまだ不足していると思う。

養護教諭は学校に一人の専門的職種であり、自律的に、積極的に動いていく必要がある。児童生徒の健康を一番に考え、行動できるようになりたい。

^{*}原文ママ、文脈から「…カウンセラーなどと組織的に…」と記述したかった（“と”が脱字）と判断

受講学生 I (平成27年度以降受講)

教職に関する科目を受講する中で、法律や歴史から教育の意義など基本的なことを理解できた。講義の中で、他の教科の生徒^{*}との意見交換やグループ活動を通して多くの考えにふれることや、心理学に関する講義を受けたことなどから、多面的な考えがあることを実感し、広い視野で物事に対応すること、人との関わりの中で相手の考えや想いをしっかりと聴きながら受け入れていくことができるようになったと感じる。

また、フィジカルアセスメントやその対応、^①生徒との関わり、保健学習や指導に関しても養護に関する講義や演習、実習を通してできるようになったと感じるが、^Rケガの処置などの具体的なケアの仕方や技術については、練習をして確実なものとして身につけていきたい。教育に関しても他の養護教諭の方達や教職員の授業見学などを通して常に新しいアイデアでより良い教育ができるように高めていけるようにしたい。

養護をつかさどる者として、^R学校・地域との連携や協力を依頼するためのプレゼン能力も必要だがまだ足りない部分が大いと感じているので、積極的に自分から他者との関わりをもつことや、研修会やイベントなどにも積極的に参加したり、何かを企画したり情報を発信するような活動にも参加したりして、多くの人との連携のもとで、養護教諭として勤めていけるようにしたい。

^{*}原文ママ、文脈から「他学部・学科の教職志望の学生」と記述したかったと判断

受講学生 J (平成27年度以降受講)

養護教諭免許を持つ者として、教職研究や憲法概論、教育原理等を履修したことにより、学校教育や学校保健の法制度的な位置、教育に関する理念・思想の経緯、教職従事者の役割について理解することができた。また、教育心理学やカウンセリング、カウンセリング論、生徒指導、学校保健学、小児看護学等から身体発育・心理・発達論的な子どもの理解や発達段階に対応したコミュニケーションについて学べた。さらに、教育課程、教育方法、特別活動に関する研究、道徳教育の研究、情報科学演習、養護概説、健康教育学等の履修によって、保健の教科書や学習指導要領、教科外教育と学校保健活動についての理解、情報機器の活用をできるようになった。そして教育社会学や救急法、養護実習、フィジカルアセスメント等の履修により、^②児童生徒の心身のケアや保護者等との連携協力について理解を深めることができるようになった。以上のように、養護教諭にとって必要な資質能力を得ることはできたものの、^D個別及び集団の健康課題をとらえる力や^R保健関連行事等を他者と共同して実施する力がまだ不足しているので、実際に学校現場で働くことを通して、児童生徒の日常の様子(教室での過ごし方や他者との交流の様子)を観察したり、健康診断結果や日常的な健康相談活動等を活用した上で、その児童生徒の健康問題を的確に捉える力を養いたい。

また健康診断等の保健行事を円滑に行うためには、担任教師等他の教職員の協力が必要不可欠である。先輩方に相談しながら他の教職員の先生方と協力して、学校保健活動を行っていききたいと思う。

3年間で合計12名の受講学生という少ない対象者ではあるが、受講学生の「まだ足りていないところ」に対する解答状況からいくつかの共通部分や特徴的な記述が見られた。

「まだ足りていないところ」に関しては、「学校現場での経験」、「一人で保健室経営をする自信」、「他の教職員や保護者との関わり」、「学校現場で即

応的に対応するための専門的知識」、「個々の子どもにあった方法や対応」があり、後述するように「満たしている・できている」に関連して「表出していない子どもの情報をつかむ」ことについて記述した者もいた。

一方、「満たしている・できている」ことについては、「子どもの側に立つ姿勢」(^①_____)、「子ど

もへの情報提供」(②_____)、「問題に向き合う姿勢」(③_____)に関する記述が複数名から見られた。

本学の養護教諭志望学生の自己分析の結果、「まだ足りていないところ」に共通する事項の第一は、受講学生 A, C, D, G, H の記述中の A_____で示されるように学校現場での経験不足と一人で保健室経営をする自信のなさがあげられる。さらに受講学生 D, G から「できると思う」や「できた」という解答もあったが、受講学生 A, E, H, I, J の記述中の B_____で示される、教職員や保護者との関わりについてである。ともに5名の受講学生が指摘しているこの2点は、いずれも養護教諭が一人職種で一人職場となることと関連している。教職員は誰もが初任者・若手を経るが、大規模校を除き養護教諭は一人職種であり同僚に同業者が存在しない一人職場である。そのため、養護教諭としての専門的なことになると目の前の同僚(教諭)ではなく前任者や他校の養護教諭という「今同じ空間にいない人」を頼らざるを得ないということが関係してくる。このことは、先輩看護師や医師らが身近にいる病院勤務の看護師と大きく異なる点である。特に総合病院で働く看護師は、同僚の看護師や医師のみならず栄養士や薬剤師、理学療法士等の保健医療関係者と連携したチーム活動が展開されるなか、先輩看護師の下で他部署との連携の仕方を学ぶことができる。一方、学校において保健の専門家として一人配置される養護教諭は、職務遂行に関して教育職員である同僚の教諭や保護者の協力を得なければならないことも多く、学んだ専門用語や内容を教育活動の一環として説明し、協力をあおいで展開することが求められる。①_____で示されている「子どもの側に立つ」姿勢について受講学生 A, B, D, G, I の5名が「できる」旨を解答しているにもかかわらず、「教職員や保護者との対応」について不安を感じ「足りていない」と自覚している者も5名存在しており、両方とも解答している受講学生も1名ではない。これは、看護実習に比べ養護実習の単位が少なく、職員会議等での提案や保護者への対応等について養護実習の中で経験する機会を十分に得られないことや、養護実習中は指導者から即応的なアドバイスを得られたが、今後は一人で自ら考

えて判断し、学校(教職員)の一員として活動していくことに対する不安であると考えられる。

また、「子どもの側に立つ」ことができると自己評価しているが、それは表出した情報をつかむことと関連したものである。③_____で示したように最低限の知識の獲得や問題と向き合う姿勢について受講学生 D, E, J の3名から示されていたが、表出していない子どもの実態をすばやくつかむことは不十分という解答(c_____)も受講学生 B から見られた。

受講学生 E, F, G, H, J の5名が「養護実習での学び」から得たことについて解答していたが、養護実習を経たからこそ自らを振り返り「まだ足りないこと」として「経験不足」や「教育職員としての対応」について解答できたと理解できる。そのため養護実習の期間をいたずらに伸ばしてもこの状況は直接的には改善しないと考えられる。本学大学院教育学研究科に設置された教職大学院(専門職学位課程高度教職実践専攻)での長期にわたる教育実習は、学校現場に就職せずに進学した大学院生(ストレートマスター)にとってもこの「足りないところ」を自らの力でどのようにするかを試す機会として有効である。しかし、即戦力を求める学校現場(教育実習先となる連携協力校)が求める「実力」とストレートマスターの「実力」との間には差が存在している。教員免許所持者が行う教育実習である教職大学院での教育実習を行う上でこの差が障害となりやすい。大学院での教育だけではそれを確実に埋めきれないのも事実であり、ともすると連携協力校側の負担となってしまう。一方で、大学院での学びを経ずに学校現場に就職した場合にも同様の問題は存在する。そのため教職大学院に進学した者とは別の視点から一人職種、一人職場という中で養護教諭としての職能成長をどのように自らの力でやっていくのかという点が問われる。養護教諭用の教職実践演習では、この点をみとることが求められていることが示唆された。

知識に関しては、現場での対応能力や他者に理解してもらえるだけの理解が伴っていないという部分から、②_____で示されている「子どもへの情報提供」が「できる」と自己評価した者もいる中で D_____で示したように個々の子どもにあった方

法や対応をとる自信のなさが受講学生 B, F, J の3名から, E で示したように専門的知識の不足も受講学生 C, E, F, G, I の5名から指摘されている。これは A とも関連し, 教職に就く者として必要な素養としては身に付けているが, 臨機応変に即応しなければならないことに対して不安を感じていることを示している。筆者らが担当している教職実践演習でも, ロールプレイや事例研究を取り入れるなど学校現場を意識しているが, 子どもの数だけ学校の中で起こる問題やその対応・対処の方法は存在している。その全てを大学で教えて修得させるということは困難である。ただ, 受講学生は, だからこそ「学ばなければならない」と思っており, 教員採用試験に不合格でも, 受講学生 C のように臨時的任用の機会を得て「経験しなければならない」と思っている。養護教諭が対象とする児童生徒の健康問題は多様化・複雑化・深刻化してはいるものの, 彼らが校内にいる間はこまめに状態を観察し, 児童生徒の日々の出席状況から自らが行った判断や対応の良否を確認することができ, 保健室来室者へ対応する力についてはついていく。養護教諭志望の学生に対して, 場数を踏むことと常に自省することの大切さを講義の中でくり返し強調してきたことが, 学びつづける姿勢の涵養につながっているものと判断できる。天野ら(2015)は, 教職実践演習の受講に際して教員採用試験不合格者が「養護教諭の職務をさらに具体的に学習し意識を高めることを目標にした授業に向かう意義を見出せず, 情けない気持ちや腹立たしさがある」ことを指摘していた。今回の受講学生の中で, 実際に卒業時点で養護教諭に正式採用されることが内定していたのはわずか1名であった。しかし受講学生の解答からは「まだ足りていないところ」に関連して教員採用試験に不合格であったことと関連した記述は見られなかった。

一方, 受講学生の解答からは, 救急処置のように知識や基本的技術は習得していても実際に現場で対応できるかどうかという部分での不安は見られたものの, 養護教諭となるために必要な専門科目群(養護に関する科目, 教職に関する科目)について, 特定の知識や技術が「不足している」という解答は見られなかった。それに対して, 特に

「小児看護学」は2名から学修内容が養護教諭としての資質能力形成に役立ったことが科目名を明示する形で解答されていた。この科目は看護系学生の卒業要件として履修した科目であり, 教育職員免許法施行規則で示された「養護に関する科目」区分の“看護学(10単位)”に本学では明記していなかった科目である。児童生徒を対象とする養護教諭にとって, 「小児期(児童・思春期を含む)」に特化した傷病に関する知識やケア技術の学修が有用であることは当然ともいえ, 看護系以外の養成機関では学べない内容であると考えられる。

以上のことから, 養護教諭となるための専門科目群の内容の見直しについては, 学校現場で活用できるようにするというのをこれまで以上に意識する必要はあるものの現状では不足はないと判断できる。

4. おわりに

本学は, 沖縄県で唯一の看護師・保健師資格取得(国家試験受験資格)を基盤に, 学士課程における養護教諭養成のための教職課程が整備されている大学である。養護教諭という職種誕生の歴史的経緯を踏まえると, 看護職養成学科における養護教諭養成の今後の在り方を検討していくことにも必要不可欠である。本研究では, 本学における養護教諭養成カリキュラムを改善していくための資料の1つとして「教職実践演習(養護教諭)」の履修者が「まだ足りていないところ」と自己評価した点を整理し, 教職実践演習履修時点における養護教諭志望学生の教職に対する意識や自己課題等を把握した。

「教職実践演習(養護教諭)」の受講学生の自己分析の結果から, 本学の養護教諭志望学生は, 基本的な知識や技術を習得できており, 「子どもたちに接する際の態度」も身に付いたと捉えている一方で, (実習で多くの時間を割いた)医療現場とは異なる「学校」において, 唯一の専門職として実践していかねばならないことに不安を感じているということが示唆された。

「まだ足りていないところ」として, 学校現場での経験不足や教職員や保護者との対応があげられた。養護教諭が一人職種・一人職場であるが故に,

この学校現場での経験不足をいかに解消するかが、養護教諭養成カリキュラムを改善するための要となろう。いたずらに学校現場体験をさせても、養護教諭として約40年に及ぶ教職人生の中で経験するであろう全ての事象を実体験することはできない。受講学生が指摘したように「表出していない子どもの実態をつかむこと」や「臨機応変に即応すること」は学士課程の養護実習等の学校現場体験やロールプレイでは難しい部分もある。だからこそ受講学生が一人職種、一人職場という中で養護教諭としての職能成長をどのように自らの力でやっていけるのか（卒業後も養護教諭をやり続けられるか）を、筆者ら教職実践演習の担当教員がみとる必要がある。

受講学生の多くは「子どもの側に立つ姿勢」や「必要最小限となる専門的知識」は身に付けていると自己評価していた。看護師・保健師資格取得（国家試験受験資格）を基盤にした養護教諭養成では、「必要最小限となる専門的知識」のうち、看護に関する内容の修得は、看護師・保健師の国家試験合格をもって担保できる。そのため、「子どもの側に立つ姿勢」の確認、「教育職員の一員として協同（協働）するしかけ」や経験不足を不安に感じさせないための学校現場体験やロールプレイを養護教諭養成カリキュラム全体の中にどのように組み込むかが課題である。

本学のように、看護師・保健師資格取得（国家試験受験資格）を基盤に学士課程における養護教諭養成のための教職課程を編成すると、看護師・保健師養成のためのカリキュラムが先行・優先されてしまいがちである。場数を踏むことと常に自省することの大切さを講義の中でくり返し強調してきたことが、養護教諭として学びつづける姿勢の涵養につながっていることが受講学生の解答から示唆されたが、これに慢心せず4年次での養護実習以外に学校現場体験をいかに組み入れ、養護教諭となるために必要な専門科目群の学びとどのように融合し提供するのかがということの具体化が求められる。その上で、養護実習の終了時期が教職実践演習の履修時期直前となることから、「養護実習を経て明確になった『養護教諭となるための自らの課題』を解決する過程」や、「身に付けた専門的知識を、場面に応じて教育職員として協同

（協働）しながら適切に用いていく能力の育成場面を『教職実践演習（養護教諭）』の中でいかに構築するか」が、「学校現場での実践」に対してある程度の自信をもてるように学生を育てるということに対する解となる。これこそカリキュラム・マネジメントを進める中でまず優先的に解決すべき事柄であろう。

注解

¹ 教員需要に対応するために大学における教員養成を補完するものとして設けられた大学以外の指定教員養成機関を経れば、保健師、看護師免許取得者は養護教諭1種免許状が取得できる。保健師や看護師免許は大学以外で学んでも取得できるため、学位を有することが基礎資格である教諭とは異なる。

² 「保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。」をもって養護教諭二種免許状を取得する際には、「養護に関する科目」、「教職に関する科目」、「養護又は教職に関する科目」の修得最低単位数は教育職員免許法に設定されていない。一方で、勤務校の一教職員として同僚である教職員の健康の保持増進を担当する校務を分掌する場合には、保健師としての専門教育が生かされる。

³ 平成27年度は、教諭用の教職実践演習の1クラスが行った屋外での行事運営実践に「救護室」運営者として部分的に参加した（吉田・中尾、2017）。平成28年度は、養護教諭2人配置校である八重瀬町立東風平小学校の協力を得て、養護教諭の職務を改めて観察しながらその業務の一部を体験する実習的要素も組み入れた。このように教材を変えながら、年を追うごとに学校現場同様の場面演習は、より養護教諭の日常に近い形で行うようになってきている。

⁴ 本学における養護教諭用教職課程認定科目「教職実践演習（養護教諭）」は平成25年度から実施しているが、平成25年度は受講者が1名であった。授業者である筆者らは、試行錯誤しながらこの1名に合わせる形で授業を実践したため、平成26年度以降のような小試験を平成25年度は実施していない。そのため本研究の対象にはしなかった。また、この小試験は「期末試験」ではなく、この小試験の解答を教材に演習を進める形で試験後もさらに授業は展開されている。

⁵ 平成26年度の実習学生は、保健師・看護師統合カリキュラム（すなわち、看護師と保健師の両方の国家試験受験資格取得をベースにした養護教諭養成カリキュラム；卒業要件155単位以上）で学修した者であり、平成27年度以降は、看護師国家試験受験資格の取得をベースに養護教諭か保健師のどちらかの資格取得を選択するカリキュラム（卒業要件151単位以上）で学修した者である。

附記

本報において、看護婦と看護師、保健婦と保健師、二級免許状と二種免許状という呼称は、引用文献に倣いそれぞれその呼称が用いられた時代に応じて使い分けた。

本研究は、琉球大学で開講されている「教職実践演習（養護教諭）」の担当者の Faculty Development 活動の一環として行ったものである。また、本研究の一部は「平成28年度 地（知）の拠点整備事業『ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋）』」による助成事業であることを附記する。

文献

- 天野菜穂子・大平邦子・石原多佳子・宮本正一, 2014, 「一人職場である養護教諭のための教職実践演習」『岐阜大学教育学部 教師教育研究』10, 119-124.
- 天野菜穂子・大平邦子・石原多佳子・別府哲・宮本正一, 2015, 「養護教諭の為の教職実践演習の効果と課題」『岐阜大学教育学部 教師教育研究』11, 63-71.
- 中央教育審議会, 2006, 「2. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策 1. 教職課程の質的水準の向上 (2)「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化・教員として必要な資質能力の最終的な形成と確認一」『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』（2017年4月25日取得, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm）.
- 藤原素子, 1994, 「学校看護の歴史的考察」『北海道女子短期大学紀要』30, 99-105.
- 出井美智子, 2007, 「保健師免許で養護教諭2種免許を取得することの妥当性の検討」『日本養護教諭教育学会誌』10 (1), 76-85.
- 木村元, 2015, 『学校の戦後史』岩波書店, 39-41.
- 穴戸洲美, 2006, 「日本の養護教諭制度の発展過程に関する一考察～初期から養護訓導まで～」『帝京短期大学紀要』14, 23-27.
- 吉田安規良・中尾達馬, 2017, 「教員養成のカリキュラム・マネジメントに生かす沖縄こどもの国と連携した教職実践演習と学生の変容の実際：学生は教職実践演習で自他をどう見取ったか—2015年度の実践報告と4年間の取組の総括」『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要』1, 49-67.